

【戦傷病者等妻給付金の支給対象者早見表】

◆早見表の見方◆

該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。

夫である戦傷病者等が、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に一般の怪我や病気で死亡した

いいえ

はい

「第二十八回特別給付金」または「二十九回特別給付金」を受給したことがある
(時効によって受給できなかった方も含みます)

いいえ

はい

夫である戦傷病者等が死亡した後、令和8年3月31日までに
①婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしていない
②戦傷病者等の父母、祖父母、兄弟姉妹以外の養子になっていない

いいえ

はい

支給対象となりません

支給対象となる可能性があります